限定承認公告

本籍愛知県豊田市桜町一丁目六六番地、最後の住所愛知県豊田市東山町二丁目一五五五番地一市営D―一〇三号

被相続人　亡　西山　盞雄

右被相続人は平成二十一年六月四日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十五日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

愛知県豊田市東山町二丁目一五五五番地一市営D―一〇三号

相続財産管理人　西山　久子

限定承認公告

本籍大阪市東淀川区大桐二丁目一七番、最後の住所大阪市東淀川区大桐二丁目一七番三号メゾンソレイユ二〇三号

被相続人　亡　小倉　裕子

右被相続人は平成二十一年五月二十六日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

大阪府守口市大庭町一丁目一六番四号

限定承認者　小倉　秀二

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市門戸岡田町一七七番地、最後の住所大阪市西成区萩ノ茶屋二の二の一三マンションラポール二一　四一六号

被相続人　亡　岡田　利男

右被相続人は平成二十一年五月二十四日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月九日

奈良県奈良市藤ノ木台二丁目七―一九

相続財産管理人　小谷美佐子

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人長橋墓地管理会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月九日

福島県郡山市熱海町長橋字反田九四番地の二

無限責任中間法人長橋墓地管理会

代表社員　長尾　幸廣

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月一日の総社員の同意により、名称を西長野一般社団法人に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月九日

京都市西京区大枝西長町三番地の一六四

西長野無限責任中間法人

代表社員　安井　護

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億三千万円減少し、金五億六千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月十三日であり、社員総会の決議は、平成二十一年九月八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十四日付官報の号外第八十号九十頁に掲載されています。

平成二十一年九月九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

神田ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十三億四千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月十三日であり、社員総会の決議は、平成二十一年九月八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月二十七日付官報の号外第九十号八十二頁に掲載されています。

平成二十一年九月九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・シックスティーン・ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年九月二十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

当社が利用可能な資金（以下「現金余裕金」という。）をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、当社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役決定日から六箇月以内に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二億一千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

四千二百口（A号優先出資につき三千三百六十口、B号優先出資につき八百四十口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。

八、消却に要する金額　金二億一千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　全優先出資

平成二十一年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

F4017特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十一年九月一日（号外第一八八号）掲載の関東財務局長に係る（供託者の商号　Asia Resource Partners株式会社、エイチビーケー・アジア・リミテッド、株式会社キャピタル・ネットワークコミュニケーションズ、Sterling Stamos Capital Management―Japan株式会社、バディ・インベストメンツ株式会社、Halberdier Capital Research Pte. Ltd.、株式会社PIALA CAPITAL MANAGEMENT、株式会社ベネフィット・パートナーズ、ユウキャピタルマネジメント株式会社、ファイナンシャル・パートナーズ株式会社、アンジェロ・ゴードン・アジア・インターナショナル・エルエルシー）金融商品取引業者営業保証金取戻し公告中、「平成22年2月24日」とあるは「平成22年3月1日」の誤りにつき訂正します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
五七	下	二二	第百二十五条　第百二十五条前段	
五八	上	終りから九	特定旧法指定施設支援	指定旧法施設支援
〃	〃	八	指定知的障害者通勤寮を含む。）	指定知的障害者通勤寮において行われるものを含む。）」と、
〃	下	二	指定特定知的障害者授産施設及び	指定特定知的障害者授産施設
〃	〃	一七	を加え	に改め

平成二十一年七月八日外務省告示第三百六十九号（貧困農民支援に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

三四	終りから一四	三日	十六日

平成二十一年八月二十日関東地方整備局告示第二百八十八号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

八二	終りから二	使用	収用

平成二十一年八月七日掲載の神戸家庭裁判所に係る平成二十一年（家）第九二八号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一四二		三五兵庫県三木市緑神戸市北区南五が丘町3丁目12番1番地の2	番19号シャトータカラ205号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月九日付第一九四号一二　八ページ●同日付政府調達第一六七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）